

【次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

あさひかわ農業協同組合は、従業員の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日 5年間

2 行動計画

【目標1】

年次有給休暇の取得促進について従業員一人当たり年平均10日以上取得するとともに、促進休暇制度について7日から10日取得とし50%以上を目標とする

＜対 策＞

- * 仕事と生活のバランスがとれるよう働き方の見直しをし、従業員の年平均有給休暇取得10日以上と、促進休暇制度取得を50%以上とする
- ・ 計画期間内の毎年4・10月
組合内グループウェアを活用し、全従業員を対象に周知・啓発を実施する
- ・ 計画期間内の毎月
安全衛生委員会において各事業所毎の取得状況の報告・管理を行う

【目標2】

従業員の所定外労働時間について一人当たり月平均10時間以内とする

＜対 策＞

- * 所定外労働の原因把握と分析を行い、一人当たりの所定外時間外労働の削減に努める
- ・ 計画期間内(随時)
労働時間外の原因分析
各部署における問題点の検討、改善対策等の実施
- ・ 計画期間内の毎月
安全衛生委員会において月の労働時間の報告・管理を徹底

【目標3】

育児休暇の取得についての情報提供を行い、男性従業員の育児休暇（産後パパ育休含）取得率30%を目標とする

＜対 策＞

- * 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付金等各種制度の情報提供を行い、女性従業員の育児休業取得100%と男性従業員の育児休業取得（産後パパ育休含）30%を目標とする
- ・ 計画期間内(随時)
組合内グループウェアを活用し、育児休業等に関する各種情報提供を行い全従業員に向け周知を行う
また、個別対応を行うなど男性従業員が取得しやすい職場環境に取組む